医薬品(薬局製剤)製造販売届	
概要説明	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 14 条
	の9第1項及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関
	する法律施行規則第70条第1項に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売をし
	ようとする時に <mark>あらかじめ</mark> 行う届出書です。
提出書類	1 医薬品(薬局製剤)製造販売届書
	2 別紙
	それぞれ1部(正本)
受付期間	随時
受付窓口	下関市立下関保健所保健医療政策課
お問い合わせ先	下関市立下関保健所 保健医療政策課 医事薬事係
	(〒750-8521 下関市南部町1番1号)
	TEL; (083) 231-1711 FAX; (083) 231-1376
手数料	不要
注意事項	届書について
	・ 一般名称欄は空欄にしてください。
	その他
	・薬局製造販売業許可申請等と併せて提出して下さい。
	・製造販売届は薬局ごとに必要となります。
	・薬局が移転、改築、相続等により新規になった場合は、薬局製造販売業、
	薬局製造業、医薬品製造販売承認全て新規となりますので留意して下さい。